

用語解説

・地方文書（じかたもんじょ）

いわゆる農村文書・村方文書であり、主として庄屋などの村役人（後述）の家に伝存した文書である。村落を単位とする行政的な意味合いを持つものが多く、村方より領主等の支配者に向けて書かれた文書の控えや村政資料、触書を書きとめた「触留」など実に多様である。鎌田水論一件日記も地方文書の一つである。※武家文書、寺社文書、町方文書

・水論

江戸時代には、水争いのことを水論（すいろん）といった。百姓にとって水問題は切実なものであるのはもちろん、支配者にとっても、年貢徴収の観点から水論を放置することは難しかった。水論では、古法やしきたりが重んぜられ、新規なる行為が非難され訴訟となることが一般的であったが、両者で落とし所をつけるよう内済（後述）にされることが多かった。同地で紛争がむしかえされることも少なくなかった。

・入組（いりくみ）、相給（あいきゅう）

上方や江戸など江戸幕府支配において要となる地は、加賀藩や薩摩藩のようにその地一帯を一領主が支配する形態をとらず、多数の領主・幕府代官の所領として割り当てられていた。さらに一つの村でも複数の領主や幕府代官の支配を受けることがあり、これを相給・入組という。領主・代官ごとに庄屋が置かれることが多かったが、一人の庄屋が複数の領主の庄屋として働く場合もあった。

・大坂町奉行所

遠国奉行の一つ。大坂町奉行所は、享保七年（1722）より、摂津・河内・和泉・播磨の広域を支配することとなった。村々は、領主・代官の支配を受け、さらにその上部組織としての奉行所に支配される二重構造となっていた。水論などで村々が訴訟をする際、たがいの代官・領主が異なる場合は大坂町奉行所に出訴することとなっており、東奉行所・西奉行所があり、月番制をとっていた。

・訴状糺（目安糺）

訴えを受理するか否かの判断。受理すれば、裏書・裏印することとなっていた。裏書には、当事者での内済（次項参照）、相手方返答書の作成、差日（出廷日）が指示され、奉行印が捺された。裏書・裏印の済んだ訴状を目安と叫んだ。これにより、起訴行為が完了する。

・内済（ないさい）

奉行所の裁許（判決）ではなく、当事者が歩み寄り合意（和解）することをいう。内々に済ますとの意味である。江戸時代の水論は裁許もあったが、しだいに内済にすることが多くなった。幕府は、「水行ハ理外」として、下手に裁許を下して裁許過失となってしまうことを懸念していた。それゆえ、できるだけ当事者での内済にし、また期間を区切った取り決め（仮法）にする方策が議論されていた（後述）。また、江戸中期以降は内済した取り決め（済口証文）を奉行所に提出し許可を得る手続きとなった（後述）。

・日延願（ひのべねがい）

内済のため、ある期限を設けて審理の猶予願いをする事。奉行所での審理中に、内済が指示されることがあるが、これに際して訴訟当事者らは日延願を提出し許可された上、当事者で内談をする手続であった。

・検地帳

検地の結果、村ごとに作成された土地台帳。土地一筆ごとに、名所、間数、位つけ（田・畑・屋敷、上・中・下・下々などの土地の等級の別）、土地面積、名請人が記されている。平成18年に交野市指定文化財に指定された「星田村地詰帳」も、検地帳と同内容である。

・村明細帳

村の状態を村高・具租・用水および普請・山林入会・家数・人口・牛馬数・農間渡世などにつき調査したもの。村勢要覧と考えればよい。提起的に領主に提出し、村もその控えをとっていた。『地方凡例録』には、「出入等ありて双方の内、右の帳面を証拠にして申し争ふとき、相当の儀は取用ひて証拠と成、若不相当の儀は何十年以前より認め出すことにて、一体村方勝手に差出す帳面に付、察当申聞、取潰しても苦しからざる由なり、然れど

も吟味の次第に依るべし」とある。現代の我々からみても、近世の村の様子が概略的に把握できる好史料である。

・用達（用聞）

江戸中期より、大坂町奉行所の支配する摂津・河内・和泉・播磨の国々に領地を有する領主・代官は用聞（用達）を抱えており、村々 - 大坂町奉行所 - 領主・幕府代官を媒介し、触の伝達や村々への宿の提供など、様々な「御用」に従事していた。この事例のように、用聞が訴訟に「取扱人」（次項参照）として携わることも少なくなかった。

・取扱（噺）人（とりあつかいにん）

紛争の仲介をすることを「取扱」「扱」、また、これを担うものを「取扱人」「扱人」といった。多くは庄屋などの村役人がこれを担ったが、大坂町奉行所では、用聞が関与することもあった。「取扱人」は、特に水論での介入が多く、訴訟を管轄する役所が「取扱」を命じることも少なからずあり、当時に訴訟書類を取扱人に下げ渡すこともあった。役所の命令の伝達や当事者間の意見の伝達、そのとりまとめなどに携わり、その必要経費は村々から支払われることが基本的であり、謝礼を差し出されることもあった。「鎌田水論」では、以下のとおり、私部村・星田村双方の領主の用達から任命を受けた。

市橋下総守 用達 大和田屋仁兵衛

畠山織部 用達 豊鳴屋門蔵（代 幸次郎）

大久保出羽守 用達 播磨屋九左衛門

※私部村（大久保出羽守領分・畠山織部領分）

星田村（大久保出羽守領分・市橋下総守領分・八幡領）

・論所（ろんじょ）

水論などの係争地を指している。

・論所見分

論所に役所の役人が出向き、検分をおこなうこと。

・仮法

ある期限を区切り、仮りの法として水論の取り決めをすること。

・村預け、宿預け

村役人・親類・五人組や宿（鎌田水論では用達宿）に命じ、該当者を拘禁状態に置くこと。預け監督者のもとで籠居・謹慎する必要があった。

・為取替証文（とりかわせしょうもん）

内済がととのった際に当事者でとりかわす証文。内済に至った経緯と内容がしたためられ、双方当事者と「取扱人」が調印の上、以後の紛争のために備え、保管した。鎌田水論では、奉行所地方役所へも提出している。奉行所へ提出するのは以下に述べる済口証文である。

・済口証文（すみくちしょうもん）

内済がととのった際、訴訟を管轄する役所（奉行所）に提出する証文。取り決めの内容じたいは「為取替証文」と同一だが、大坂町奉行所に提出した済口証文を一瞥するに、概して「取扱人」の介入の記載がない。

・済口聞届（すみくちききとどけ）

内済がととのえば、最後に奉行御前での聞き届けがおこなわれる。これは、裁許（判決）と同等の効力を有するものとされ、これをもって内済が完了し、訴訟の終了となる。